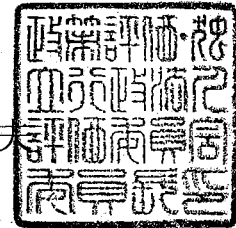




政 委 第 8 号
平成 16 年 4 月 23 日

文 部 科 学 大 臣
河 村 建 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫



独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告について

独立行政法人教員研修センターは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直しの対象となる初の独立行政法人でしたが、貴省におかれては、昨年以來、見直しのための精力的な検討が行われるとともに、所要の措置が講じられてきたところであり、このような御努力に対し敬意を表します。

これらの措置は、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 15 年 11 月 13 日付け政委第 21 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知）におおむね沿っているものと認められることから、当委員会としては、今後、当該措置のうち新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項が着実に具体化されることを条件として、今回は、独立行政法人通則法第 35 条第 3 項に基づく標記勧告を行わないこととします。

なお、当委員会としては、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項は、毎年度の評価結果を踏まえて具体化することとされていることから、今後、当委員会が行う毎年度の評価の機会を活用してその具体化の状況を把握し、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行うこととしております。

引き続き、当委員会の審議に御協力いただくとともに、貴省所管の独立行政法人における運営の一層の効率化及び業務の質の向上を進められますよう、よろしく願いいたします。



政 委 第 8 号
平成 16 年 4 月 23 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫



独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告について

当委員会は、今般の独立行政法人教員研修センターの組織及び業務全般の見直しにおいて、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項が着実に具体化されることを条件として、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 3 項に基づく標記勧告を行わないこととし、文部科学大臣あて通知いたしましたので、参考までにその写しを送付します。

研修内容の見直し、研修期間の短縮化等、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項は、毎年度の評価の結果を踏まえて具体化することとされています。今後、貴委員会において、教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にゆだね、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中する、また、地方公共団体、民間、国立大学法人等と連携し、可能な業務はこれらの主体に移行する等の観点から、毎年度、厳格かつ的確な評価が行われることを期待します。

なお、当委員会としては、この新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項について、当委員会が行う毎年度の評価の機会を活用してその具体化の状況を把握し、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行うこととしております。

引き続き、当委員会の審議に御協力いただくとともに、文部科学省所管の独立行政法人における運営の一層の効率化及び業務の質の向上を進められますよう、よろしく願いいたします。